

令和8年 第9回

森町農業委員会
定例総会議事録

令和8年第9回森町農業委員会定例総会議事録

開催日時	令和8年9月25日（金）午前10時00分～午前11時00分					
開催場所	森町役場新棟1階 会議室					
出席委員 （9名）	議席	氏 名		議席	氏 名	
	1番	職務代理者	河 野 芳 之			
	2番	委 員	青 山 純 司			
	5番	〃	小 森 昭 彦			
	7番	〃	黒 澤 寿 光			
	10番	〃	猪 子 和 博			
	11番	〃	出 口 優 果			
	13番	〃	下小路 圭介			
	14番	〃	加 藤 秋 彦			
	15番	会長	宮 本 秀 逸			
欠席委員 （6名）	3番	委 員	住 吉 隆 子	8番	委 員	豆 澤 俊 二
	4番	〃	佐 橋 悟	9番	〃	皆 川 毅
	6番	〃	高 瀬 幸 巳	12番	〃	甲 田 祐 康
議 事 録 署名委員	5番	小 森 昭 彦		7番	黒 澤 寿 光	
農業委員会 事務局職員	事務局長		寺 澤 英 樹	事務局次長（兼）庶務係長		島野 結花里
	庶務係主査		菅原 佳代子			
その他の 出 席 者						
議 事 日 程	別 紙					
会議の経過	別 紙					

議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	議事録署名委員の指名について
日程第 3	活動報告
日程第 4	議案第 1 号 土地の現況証明願について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
日程第 6	議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について（所有権移転）
日程第 7	議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借）について
日程第 8	議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更について

会議の経過

15番宮本会長
(以下「議長」)

皆さん、おはようございます。本日は、出席いただいて大変ありがとうございます。今農作業の真っ最中で大変お忙しい方も多いと思います。今日6名の方が欠席でございます。定数には達しておりますので、これより第9回森町農業委員会定例総会を開催したいと思いますので、ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。それでは、私の方から提言がございすけれども、元熊本県民のひとりとして、今日義援金を全国的に募集させていただいておるようございまして、皆さんにもご協力していただきまして大変ありがとうございます。それでは、早速総会に入っていきたいと思います。皆さんにお配りしている資料の一番最後についておりますけれども、欠席委員は3番住吉委員、4番佐橋委員、6番高瀬委員、8番豆澤委員、9番の皆川委員、12番甲田委員の合計6名の方でございます。議事録署名委員につきましては、今日は5番小森委員と7番黒澤委員にお願いいたします。現地調査も小森委員と黒澤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速議事に入参ります。日程第1会期の決定についてでございますけれども、会期につきましては本日限りとさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。日程第2議事録署名委員の指名について、議事録署名委員につきましては今申し上げましたように、5番の小森委員それから7番の黒澤委員にお願いいたします。日程第3活動報告でございますけれども、これは事務局より報告をお願いいたします。

事務局長

はい、それでは活動報告いたします。委員会及び事務局の活動報告であります。8月25日、令和8年度おしま女性農業委員の会（ぷらう）総会が木古内町で開催され、住吉委員、出口委員、島野次長が出席しております。9月16日、令和8年度おしま女性農業委員の会（ぷらう）役員の初会合

	及び第1回役員会が松前町で開催され、出口委員が出席しております。9月18日各申請等に伴う現地調査を住吉委員、小森委員、黒澤委員、事務局にて実施しております。活動報告は以上でございます。
議 長	はい、ありがとうございます。以上でございます。それでは日程第4議案に入っていきたいと思います。議案第1号土地の現況証明願についてを上程いたします。多数ございますので1本ずつ説明をお願いしたいと思います。
事務局長	はい、ご説明いたします。このことについて、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、現況証明願のあった次の土地について、証明の可否の審議を求めます。
事務局	議案第1号 番号1朗読・説明
議 長	【モニター等を利用し、該当地を説明】
7番 黒澤委員	場所的には皆さん確認いただきましたけれども、内容的にちょっと筆によって違っておりますんで現地調査やっておりますんで、黒澤委員より現地調査の報告をお願いいたします。はい、9月18日に住吉委員、小森委員と行ってきました。一番小さい筆は今の状況じゃ畑にはならないかなという感じでした。ハウスの方ですが、やはり使っていたハウスを撤去したっていう所は何もない状態ですけども、今の状態では草が生えているっていうだけであって木とかは生えてませんで、畑にはなるんでしょうけれどもハウスが隣近所にあるのでどうなんだろうという感じで見てきたんですけども。それともうひとつ、ハウスの半分を自分の持ち物で他が使っているということなので無理なのかなというような感じでした。家の奥の畑ですけど、木とかが生えていましたので畑にはならない状態ですね。以上です。
議 長	実際見ていらっしゃらない方が多いもんですから判断も難しいかと思いますが、今の黒澤委員の報告ですと、それから事務局の説明からしますと、上から4筆についてはこれはまあ仕方ないだろうという意見でございましたし、真ん中の3筆*****・*****・*****はハウス

		の所で、*****と*****が底地は分けられているんですけどもそこにハウスが現在ある状態で、まあハウスはありますからこれはこれで農地でございますんで、農地として見なきゃなりませんのでこの3筆についてはちょっと難しいだろうっていうお話でございました。現地調査ではですね。最後に説明がありました*****家から離れた4反あまりの所は原野だということでございましたし、家の近くの1町4反の所もちょっと厳しいのかなみたいなお話がありました。そういった状況の中で、皆さん方からのご意見を頂戴したいなと思うんですけどもいかがでございましょうか。まず、現況証明ですから農地ではありませんよ、農地状態ではありませんよとみんなが認めてくれましたらそれはもう、農地採草放牧地以外という現況証明となりますけれども、先程の説明ですとハウス団地は今そのまま農地として使える状態でございますんで、その部分は全く認めるわけにはいかないような状況なんですね。家の近所というか、周りの4反についてはこれはどうだろうと。先程の現地調査の報告では仕方ないのかなみたいな報告でした。
	事務局	この写真だと、まだ綺麗にはなってますけど、実際ここまで綺麗ではなかった感じです。場所の説明だけです。状態はこれよりは荒れています。
5 番	小森委員	ちょっと質問したいんですけどいいですか。
	議 長	はい、小森委員。
5 番	小森委員	さっきハウス建ってた場所とかって、他の場所でもそういうのこれから先出てくるかもしれないですけど、もしそれ認めた場合ってどうなるんですか。ハウスの所認めて地目変更して農地じゃないって。本人が辞めた場合。
	事務局	ハウスの所はやっぱり無理です。
	議 長	この場としては、ハウスが建っている所は農地として使っているわけですから、農地としては認められないっていう話です。
	事務局	例えば、さっきの家の周りとか農地にはできないような状

	態だっという風に報告されていたんですけど、もしかすると他の所もそういう所が出てくる可能性はあります。
事務局長	これからどんどん出てくる。手つかずになると荒れてくるんで。
事務局	****から依頼されたのが不動産屋さんで、できれば地目変更して売りたいっていうお話はしてましたけど。ただ売り先は別に全然決まっているわけではないんですけども。*****はもう手放したいっていう話はしているみたいです。
事務局長	身内の方もいないんだよね。
事務局	いないですね。きっとそういう所はどんどん**に限らず出てくるのかなとは思いますが。
5 番 小森委員	*****と親戚とか。
事務局	親戚になるのかな。
事務局長	親戚だね。****、亡くなった*****のお父さんと多分****がいとこかな。
事務局	だと思うんです。それでさっきのハウスの所も、底地は*****の方ですけどハウスはこう…。
事務局長	そうだね。おそらく事業やった時にその辺りも整理すればよかったんでしょうけど。この辺りだよ。要はハウスがこう3棟とか建ってるのに、土地がここで分断されてひとりが****、ひとりが*****になってるっていう。
事務局	このハウスは*****、今*****、底地はこう*****っていう所なんですけど。正直な所、不動産屋さんから電話きた時もここはそういう状況だし、厳しいですよという話はしたんですけど、とりあえず全部出します、田んぼ畑の地目は全部出しますっていうことで現況証明出してきたんで。
事務局長	しかも片方は相続未了なので。相続済んでないんです。それが相続登記が終わり次第どうするかっていう話になってくるんですけど。
事務局	もし、本当はここ*****の土地で、*****

	が使ってるのであれば、本当はハウス使ってるのであれば****は土地買ってもらうとかそういう方向もあるかなと思うんですけど、提案はしたことありますけど話は進んでいかなかったというところです。
事務局長	どれを認めて、どれが認められないっていうように示してもらえれば。
議長	私も現地出ておりませんで、説明を聞いただけなんですけれども、先程の現地調査の報告や今の説明聞く限りではですね、最初の4筆はこれ認められないかもしれませんけれども、中の3筆はこれは絶対無理だっていうことですね。現況がハウスになってまして、すぐに使えるっていうことで。それから最後の2筆ですね、家の近くの****、これ4反ございます、それからこっちは少し木が生い茂っている状況で、こっちは採草放牧地以外という話でございました。それから難しいのが家の近くの1町4反歩あります、あそこ地目が田ではなく畑になってるんですよ。ですから使おうと思えば今までいくつかこう総会で出てきましたけども、それぐらいだったら機械あれば畑にできるだろうみたいなことで認めなかった部分もありますし、現実問題として働けなくなった、もう処分していかなければダメだみたいな家庭の状況とかそんなこともあったりしますので、すごく難しい話にはなると思うんですけども。私個人的な意見ですけども、最初の4筆と、それから、家からちょっと離れた4反歩の林の茂っている所、これは認めざるを得ないかなっていう感じはしますけれども。家の近くのその1町4反歩の所は無理かなって感じはします。
13番下小路委員	ちょっとよくわかんないんだけど、依頼者は地目を何に変えたいの？
事務局	何に変えるかっていうのは、それは法務局が決めるんであって、農業委員会は農地採草放牧地、農地以外ですよっていう証明になります。だから今、畑を原野ですよっていう証明じゃなくて、農地以外ですよっていう証明を出して、法務局に

議 長	地目変更申請すると法務局が現地確認しにきて、そこで地目が原野とかっていう風になります。 農業委員会は農地を保全します、維持しましょうという目的があるんですね。だからできるだけ農地として使って下さいみたいな気持ちがあるわけで、そして失礼な言い方かもしれませんが、売り買いするときは農地は農業者同志じゃないとダメですよみたいなルールになっていますんで、一般の人達は売り買いはできませんので、原野に、農地以外にしてしまうと誰でも売り買いができるみたいになってしまいますんで、それが目的といいますか。
13番下小路委員	ちょっとだけ理解できました。ありがとうございます。
議 長	猪子委員、どうぞ。
10番 猪子委員	今、現地調査でも報告されたとおり、私もハウスについては認められないと思います。それはまあ現況畑だという風に、ハウスですんで現況は畑だと思います。あと*****についてはですね、やはりあの、あれですね、住宅以外が使えるということであれば、今、昔と違って耕運機とかいろんな機械類もありますので、耕作する気になればいつでも耕作できるっていう状態と、あとそこは何年使っているか使っていないかわかりませんが、その辺も加味しながら現況はやはり私達は農地を守るっていう立場からすると、そういうことであればやはり*****も畑っていうような感じで使えるんじゃないかと思いますんで。私はそう思います。
議 長	はい、ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。そしたら、今の猪子委員の意見と合わせて私も先程申し上げましたが、最初の4筆については認めるということでよろしいですね。そして真ん中の3筆については、ハウスの所は認めませんということですね。それから*****これはやっぱり農地以外に認めざるを得ないという状況でよろしいですね。*****については、これだけが今ちょっと引っかかってございますけれども、そうですね、多数決っていうのは失礼ですけども、認めてもいいと思われる方はどうですか、

1 番	河野委員	いらっしゃいますか。農地以外だという風に認めてもいいと。たださ、どうしても****でさ、畑が必要で借りて使いたいとか買って使いたいという人がいるのであれば、それはそれでいいんだけども現況として今そういう状況でないということでしょう。ただ、地目変更しようがないなっていう風に持っていくしかないんじゃないかな。いずれにしても荒廃していくってことでしょう。
	議 長	はい、小森委員
5 番	小森委員	自分も同じ意見です。
	事務局長	借りる人がいたら既に借りてるよねっていう話で。
1 番	河野委員	やむを得ない。
	議 長	出口委員はこの場所をご存じだと思うんですけども。
1 1 番	出口委員	ご存じじゃないです。
	事務局長	離れてるもんね。
1 1 番	出口委員	この場所行ったことないです。選挙の時くらいです。
	議 長	そうですか。はい、わかりました。
	事務局長	山が近いから、おそらく原野化すぐしちゃう場所なんだよね。
1 番	河野委員	結局山なんでしょう？山の裾なんでしょう？
	事務局長	そうそう。これ分筆してるのも防災ダムの管理道路つけるために分筆してるんで、これおそらくそのままにしておくで完全に山に戻ってしまう場所なんですよ。おそらく地域の人が使わなくなると、間違いなく森に戻ってしまう。
1 番	河野委員	やっぱり日当たりも悪いし、同じ条件であっても物作れないんじゃないかな。
	事務局長	ハウスはね、まだ使っている人いるから現況証明出したらダメだなと思うんだけど、それ以外の所は仕方ないなと思うんですけど。
	議 長	最後の****だけちょっと挙手でですね、多い方に決めたと思いますけれどよろしいでしょうか。はい、猪子委員。
1 0 番	猪子委員	今、****について事務局からも他の委員からも話がありましたので、そういう状況であれば私も今現況はつきりわからないので、今図面等とわからなかったのもそういう状況

議 長	であればまあやむを得ないという風に思います。以上です。 はい、そしたらその意見が多いようでございますので*** **についてもハウス以外の所は全部認めるということによ ろしいですね。はい、そしたらそうしたいと思います。はい、 ありがとうございます。そのような解決論でございますので よろしくお願いします。続きましてもう1本でございます。番 号2について説明をお願いします。
事務局	議案第1号 番号2朗読・説明 【モニター等を利用し、該当地を説明】
議 長	はい、それではこれにつきましても現地調査の報告を小森委 員よりお願いします。
5番 小森委員	9月18日に現地調査してきました、この場所は***の建 物があって、道路端に小さい面積があって、隣に畑があるわ けでもないので、農地じゃなくてもいいんじゃないかという 判断をしてきました。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。現地調査の報告を先程の事務 局の説明から言いますと、面積的にもそうですし農地以外で いいだろうというお話でございます。よろしゅうございま すね。はい、ありがとうございます。それでは番号2についま しては報告のとおりとさせていただきます。続きまして日程 第5議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約 についてを上程いたしますので、これについて事務局より説 明をお願いいたします。
事務局長	ご説明いたします。このことについて、下記のとおり提出が あった合意解約通知の成立状況の確認について審議を求めま す。番号1、土地の所在地、面積等の内容は記載のとおりで す。8月21日に解約・土地の引渡となっております。4・ 5・6・7ページに別紙1・別紙2（通知書）を添付してお りますのでご参照願います。この農地に関しては後ほど売買 予定です。以上、宜しくご審議の程お願い申し上げます。
事務局	議案第2号 番号1朗読・説明 【モニター等を利用し、該当地を説明】

議 長	はい、ありがとうございました。場所的には**の一番奥の方でございますので想像はつく方とつかない方がいらっしゃるかと思います。合意解約でございますので、これは全く問題なかろうと思えます。また後で違った形で出て参りますけれども。これはこのままご了承願いたいと思えますけれどもよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。議案第2号についてはご了承いただいたということになります。日程第6議案第3号に入ります。農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について（所有権移転）でございます。これについて事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第3号 番号1朗読・説明
	【モニター等を利用し、該当地を説明】
議 長	これにつきましても現地調査をしております。黒澤委員より説明をお願いいたします。
7 番 黒澤委員	はい、これも18日に行ってきました。ハウスなんで問題なく使えるという感じでしたね。
議 長	売り手も買い手も全く問題なかろうと思えますけれども、これでよろしゅうございますね。はい、ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。続きまして、日程第7に入ります。議案第4号農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借）についてを上程いたします。
	【議事参与の制限により、**委員退室】
事務局長	ご説明いたします。このことについて、農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。
	議案第4号 番号1朗読・説明
	【モニター等を利用し、該当地を説明】
議 長	それでは、これについては小森委員より報告をお願いいたします。
5 番 小森委員	ここも今現状南瓜が植えられていてまだ収穫はしていなかったと思うんですが、なんら問題はないと思われます。
議 長	これは全く問題なかろうと思えます。今の報告のとおりだと

	いうことで原案とおりとさせていただきます。ありがとうございます。 【**委員、入室】
議 長	それでは日程第8でございます。議案第5号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたしますのでこれも事務局よりご説明願います。
事務局長	このことについて農業振興地域の整備に関する法律第13条1の規定に基づく森農業振興地域整備計画の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき会の意見を求めます。
事務局	議案第5号 番号1朗読・説明 【モニター等を利用し、該当地を説明】
議 長	内容的におわかりでしょうか、今の説明で。農振地域に入っていなかったということで、今回それを入れますっていう内容ですね。なんで抜けていたのかわかりませんが。実際使っていた範囲でございますので、その点については問題なかろうかと思います。そしたら農振地域に入れるということを知っていただければそれでよろしゅうございます。よろしいですね。はい、ありがとうございます。今回付議されました内容については以上でございます。全て原案とおりとはいきませんでしたけれども、申請者の方に先程の地目変更については申し上げていきたいと思いますので、それで皆様のご了承をお願いいたしますのでよろしくお願いいたします。以上で付議された内容について全て審議いたしました。ありがとうございました。

	森町農業委員会規程第19条第2項の規定により署名する。 森町農業委員会会長 宮本 秀逸
議事録署名委員	
議事録署名委員	